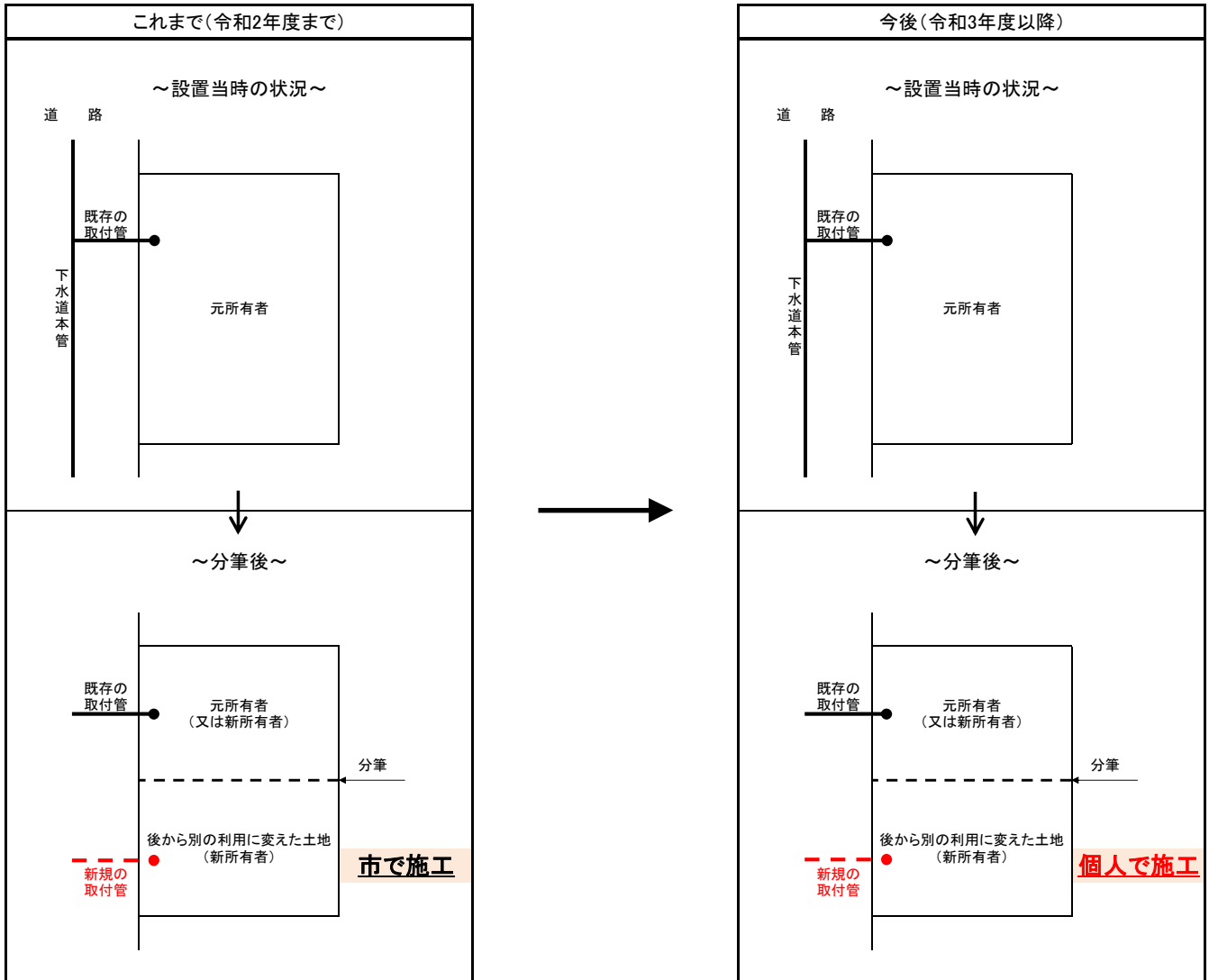


取付管設置基準の見直しについて

湖西市公共下水道取付管設置要綱の見直し(平成31年4月1日施行)に伴い、既に取付管が設置されている土地へ、新たな取付管設置を希望する場合の取扱い基準について見直しを行いました。

令和3年度より、下記の例のようになりますので、ご注意ください。

例) 土地の利用状況の変更等により、**既に取付管が設置されている土地**を分筆し、第3者への売買等により**新たな取付管の設置**を希望する場合



【注意事項】

- ・上記は一例です。
- ・設置当時の状況や、利用状況などの条件を踏まえて総合的に判断しますので、**新たに取付管の設置を希望する場合には必ず下水道課までお問い合わせ下さい。**

湖西市環境部下水道課(湖西浄化センター内)

TEL : 053-574-2212(工務係)

E-mail : jouka@city.kosai.lg.jp